

社会福祉法人 ゆりえ会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆりえ会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）評議員及び評議員選任・解任委員会（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

理事長については、業務における勤務実態に応じて理事長報酬を支給する。

理事長以外の役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(理事長報酬方の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については別表第1に定め額を限度とする。

(2) 職務のため出張をしたときは旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給することができる。

(理事長以外役員等の報酬等の算定方法)

第4条 理事長以外の役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第2に定める額

(2) 職務のため出張をしたときは旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給することができる。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 理事長に対する報酬等の支給次期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

別表1の報酬について、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第5条に準じた日とする。

- 理事長以外の役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等に控除して支給する。

(公 表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法人第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事情は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成29年7月1日より施行する。
2. 令和2年 7月 1日、一部改正施行

別表1

社会福祉法人ゆりえ会 役員等報酬規程（別表）

別表第1（理事長の報酬）

役職名	報酬月額
理事長	250,000円

別表第2（理事長以外の役員等の報酬）

（1）評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

（2）理事

	日 額
理事会等介護への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

（3）監事

	日 額
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

（4）評議員選任・解任員

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円